

第1章 計画の概要

- 1 計画の策定
- 2 文化財の名称
- 3 文化財の概要
- 4 文化財保護の経歴
- 5 保護の現状と課題
- 6 計画の概要
- 7 計画の公開について
- 8 実施に係る年度別計画

第1図 伊藤家住宅周辺配置図

第2-1図 平面図 各部屋の名称

第2-2図 立面図

第2-3図 主要断面図

第3図 保存活用計画基本方針図

第1章 計画の概要

1 計画の策定

- (1) 計画策定年月日 平成19年3月23日
- (2) 計画作成者 岩手県花巻市

2 文化財の名称

(1) 重要文化財の名称

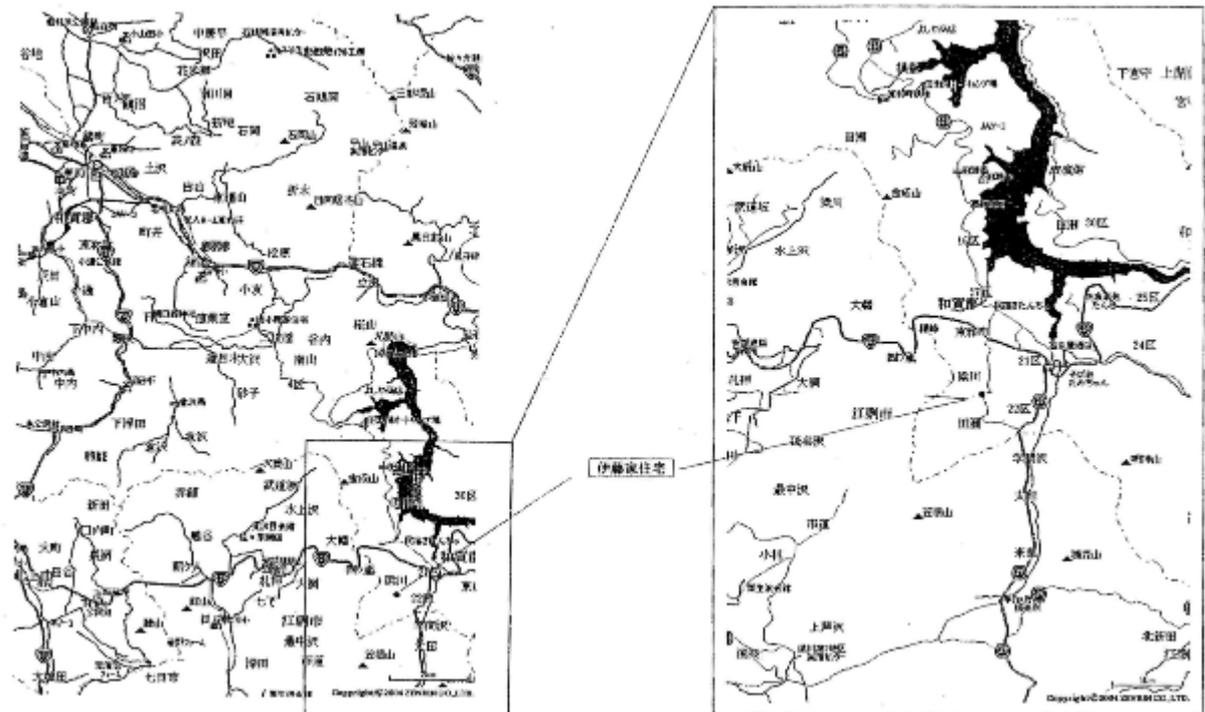
- ア 名称及び員数
伊藤家住宅(岩手県和賀郡東和町田瀬) 1棟
- イ 指定年月日
昭和51年(1976)2月3日

(2) 文化財建造物の構造及び形式

桁行 13.7m 梁間 9.5m 寄棟造 茅葺 南面及び北面土庇付

(3) 所有者等の氏名及び住所

- ア 所有者 岩手県花巻市
- イ 所有者住所 岩手県花巻市花城町9番30号



重要文化財伊藤家住宅位置図

3 文化財の概要(図1、2 - 1、2 - 2、2 - 3参照)

(1)文化財の構成

ア 文化財の構成(保存対象)

主屋

イ 一体となって価値を形成するもの

納屋(旧馬屋)

(2)文化財の概要

ア 立地環境

重要文化財(建造物)伊藤家住宅(以下:伊藤家住宅)は岩手県花巻市の南端、奥州市との境界に近い田瀬湖の南側に当たる覚間沢地区の山間部に所在する。この場所は旧仙台藩江刺郡との藩境に接した盛岡藩最南端部にあたり、直家と曲がり屋が混在する地域であったとされている。

覚間沢は笠根山北東の沢の一つで、南下り斜面を造成した田畑に、住宅が散在して小集落をなす。地区の北には国道107号が東西に通り、東を県道江刺東和線が南北に通る。伊藤家住宅は、集落内道路の西側に南面して建つ。敷地北側には笠根山山頂へ向かう道路がある。

イ 創立沿革

伊藤家住宅の由緒並びに住宅建設に関する経緯は明らかでないが口伝によると慶長5年(1600)には伊藤家の先祖は当地に住んでいたとされる。

現在の伊藤家は、古文書・墓碑等の資料により、享和3年頃に分家されたものと推測され、住宅はそのころに建設されたあと、馬屋設備も未完成のまま整形し、幕末以後に敷地にあわせ曲がり屋にまねて増築したとされている。

近年に入ると昭和23・33年に屋根葺き替えのほか、土台補強、内部床まわり等の修復を施し、生活のための炊事場及びビニール給水管等も設けている。

昭和51年に重要文化財に指定され、昭和52～53年に保存修理工事を実施した後は、伊藤家によって管理・公開されてきた。

平成16年12月に岩手県東和町(現花巻市)が、建物・敷地併せて551.86㎡を公有化し、現在に至る。

ウ 施設の性格と主な改造時期

18世紀中期頃のこの地方の古形式を持つ農家として旧状を良く留めている。建設当初は内馬屋を持つ直家形式(内馬屋直家形式)であったが、明治期以降に馬屋部分を突出部として増設した曲がり屋に改修し、その後も土台の挿入や地覆等による補強が行われていたことが、昭和54年の解体修理工事時に確認されたため当初の形式に復旧している。

(3)文化財の価値

伊藤家住宅は、歴史的には旧仙台藩江刺郡と藩境に接した盛岡藩最南端部にある直家と曲がり屋が混在する地域にあり、現在も大規模開発等が行われていない田園風景の残る地域に立地し、その景観と併せ山村の原風景を偲ぶことができる。

また建物の特徴としては、岩手県南部の農家の特徴(内馬屋直家形式)持つ小規模な建物であり、古形式をもち、かつ旧状を留めていることが挙げられる。昭和53年の保存修理工事に際し、現状変更の許可を受けて後世の改変部分が復原され、建造物としての価値を表現する姿となっている。また大戸口が「まや」専用であることが、特殊な点として挙げられる。(参照:巻末資料「指定説明」)

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

ア 主屋

実施年	実施内容	経費の負担
昭和23年以前	土台挿入及び地覆	自費
昭和23年	屋根部分葺替	自費
昭和33年	屋根部分葺替	自費
昭和52～53年	保存修理工事(解体修理)	国庫・県費・町費補助金
平成17～18年	部分修理(災害復旧)	国庫・県費・市費
	屋根葺替・部分修理	国庫・市費
	防災施設設置(自動火災報知設備・消火設備)	国庫・市費

現状変更箇所: 巻末資料参照

(昭和52～53年実施)

- 増築部および後補の間仕切を撤去して、柱を旧位置に建て間取りを旧規に復した。
北面炊事場を撤去した。
南面突出部を撤去するとともに、南側廻りの東より1間に柱1本を復し、その柱の西の間に大戸口を復した。
土間内部の間仕切と背面西寄床板、かまど等を撤去して柱7本を建て、桁行2間、梁間2間半の「まや」を復した。また土間北面東より1間半に柱1本を復した。
「おかみ」の東1間通と「なかま」の床を撤去して「どま」に復した。
南面の縁を撤去して土庇柱2本、北面に土庇柱3本を復した。
西面北より第6間に柱を復した。
北面、西面の側通りの土台を撤去して柱を礎石建てに復した。
- 柱間装置を復旧整備した。

イ 馬屋

昭和53年保存修理事業において主屋から切り離し、南東部に移築、納屋として整備した。

5 保護の現状と課題

(1) 現状と課題

ア 保存環境

伊藤家住宅が立地する田瀬覚間沢地区には、現在13戸の住民が生活している。良好な山村景観を維持しており、映画・ドラマの撮影も度々行われている。一方、地区では住民の高齢化、過疎化が進んでいる。また地区には公民館等の住民の交流の場がない現状である。

県道287号を經由して花巻市東和町市街から約15km、国道107号を經由して北上市街から約20km、県道27号を經由して、奥州市江刺市街から約20kmに位置する。同地区北方の田瀬

湖畔には、東北横断道花巻釜石間道路整備が計画されており、地区の西方に江刺田瀬IC、東方に宮守IC(ともに仮称)を設けて国道107号に接続する予定があり、自動車によるアクセスは改善される見込みがある。

イ 管理体制

平成16年12月の公有化以前には、伊藤家により周辺環境の整備等の管理が行われていた。ただし、経済的事由により、防災設備(自動火災報知設備等)は未設置で、屋根葺替も昭和54年度以降は実施されていなかった。平成16年の公有化後は花巻市(旧東和町)の所有・管理にある。平成17～18年度に国庫補助事業として、保存修理工事及び防災施設工事を実施してきた。事業完了後は、地元住民による保存会を結成し、市の委託により日常の管理を実施する。また、防災施設事業において、建物の状況をインターネット回線利用し常時監視できる環境を整えている。

建造物の健全性を維持するために必要な小修理や、日常管理の方法については計画を定める必要がある。また、防災設備のメンテナンスを適切に実施し、運用については訓練を重ねる必要がある。

ウ 建造物の状態

平成17～18年度の2ヵ年事業で、災害復旧の部分修理、屋根葺替及び部分修理を実施したことにより、昭和53年の保存修理工事竣工時の状態に復旧し、保存状況は良好である。

エ 活用の状況

一般公開については地元保存会が開館期間常時滞在し、来訪者にその建物が使用されていた雰囲気を作り公開する。ただし、立場所が分かりにくいいため、来訪者は多くない現状である。経路上の道路等に案内板を設置する必要がある。

展示品は伊藤家で使用していた民具を中心としている。建造物に関する解説パネルは未設置である。建造物内に水道・電気設備は設置されているが、トイレの設備がなく長時間の滞在が難しい状態である。

(2) 現状と課題に対する今後の対応

ア 保存環境について

現在の良好な山村景観を維持することが文化財建造物の保存環境としても望ましい。東北横断自動車道は田瀬湖畔に計画されており、景観上直接の影響はないものと考えられる。ただしICの開設に伴って、来訪者数の変化も予想され、環境の維持には注意を要する。

イ 管理体制について

管理は所有者である花巻市教育委員会が行う。建造物の破損や屋根葺替に伴う修復経費・日常の光熱水費・役務費・防災システム等のメンテナンス経費等、必要な経費は市の負担として実施する。

日常的な建物管理及び周辺環境整備については伊藤家住宅近隣住民を中心とした伊藤家住宅保存会と委託契約を結び行う。

ウ 建造物の状態について

平成18年の保存修理工事竣工時の姿を維持することを目標とする。外壁や土間三和土、建具等については随時保存状態を確認し、毀損が認められた場合は、部分的な修繕を適宜実施する。茅葺屋根については定期的に差し茅を行い、屋根葺替の周期を延ばすようつとめる。

エ 活用について

近世の佇まいを示す民家を公有化し、原位置で保存・公開している意義を十分に尊重し、一層

の活用を図る。一般への公開に加え、学校教育との連携や市民団体との協同等についても検討する。

公開情報の提供により、一般来訪者への便宜をはかる。情報提供には花巻市ホームページを活用し、公開の期間および時間、催し物の案内等の周知につとめる。

一般公開は保存会に委託するが、覚間沢地区には地域住民の集会施設が不足しており、地域住民が利用できるサロンとしての活用を行う。住民が日常的に集うお茶飲み場の雰囲気を作り出すことは、一般来訪者へのもてなしともなる。また地域の行事(正月行事・年祝い・地域集会等)にも活用してもらうとともにグリーンツーリズム団体等による行事等にも貸し出し予定である。

その他、建造物について学習できる場・田瀬地区の歴史を学習できる施設を目指すために、地域の資料・情報収集に努める。

一般来訪者の便益のため、トイレの設置が必要である。伊藤家の立地環境を十分尊重した整備計画を立案する必要がある。一案として、敷地内に移築整備された納屋(旧馬屋)内部の改修が想定される。実施にあたっては関係団体と協議して早期の実現を図る。

6 計画の概要(図3参照)

(1) 計画区域

本計画の対象区域は、伊藤家敷地、同敷地東側の旧水田、北西の水田の一部とする。いずれも花巻市の公有地である。区域内の計画上の区分を以下に示す。

設定区域	区域の設定内容
伊藤家住宅主屋および旧馬屋が建つ敷地。敷地北辺、西辺、南辺の斜面を含む。(公有化済)	建造物保全のための範囲
伊藤家住宅敷地の東側水田(1面)と、北側水田の一部。周囲の斜面を含む。(公有化済)	防災設備設置および活用のための範囲。東側水田の南辺部分は防災設備に供し、同水田北半を活用に供する。

伊藤家住宅の敷地周辺には、田畑、山林があり、良好な山村景観を形成している。文化財の保存にふさわしい周辺環境の維持・誘導に努める。

(2) 計画の目的

重要文化財(建造物)伊藤家住宅は、原位置で保存されている公有の公開民家であり、保存修理工事を経て往時の姿に復原されている。文化財建造物として健全に維持し、周辺環境を整え、災害に備えつつ、有効に活用することを本計画の目的とする。

(3) 基本方針

公有の公開民家として、旧盛岡藩領の最南端に位置し、旧仙台藩との藩境に立地する意味、建物の構造上の特色、当時の生活様式等を伝える施設として保存を図る。

山村の生活について実感できる施設として活用を図る。

地域の文化財として、そこに住む人達がその価値を共有できるような管理を図る。具体的には地域住民による保存会が日常管理を担う。

過疎化が進む地域におけるサロンとしての活用を併せて推進する。住民間、来訪者との交流を通して地域の活性化を目指す。

(4) 計画の概要

本計画は以下の5項目について定める。

保存管理

重要文化財(建造物)である伊藤家住宅主屋について、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

環境保全

伊藤家住宅は、山村にあって原位置に保存されている。敷地内の保存環境の維持、整備の方針を定める。また敷地周辺の環境を良好に維持し、より良い景観を形成するための方策について提案する。

防災

伊藤家住宅において想定される、人的災害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。防災機器の維持管理、災害発生時の対処方針について定める。

活用

伊藤家住宅の公開及び活用について方針を定める。あわせて、効果的な資料展示および必要な施設整備について検討する。

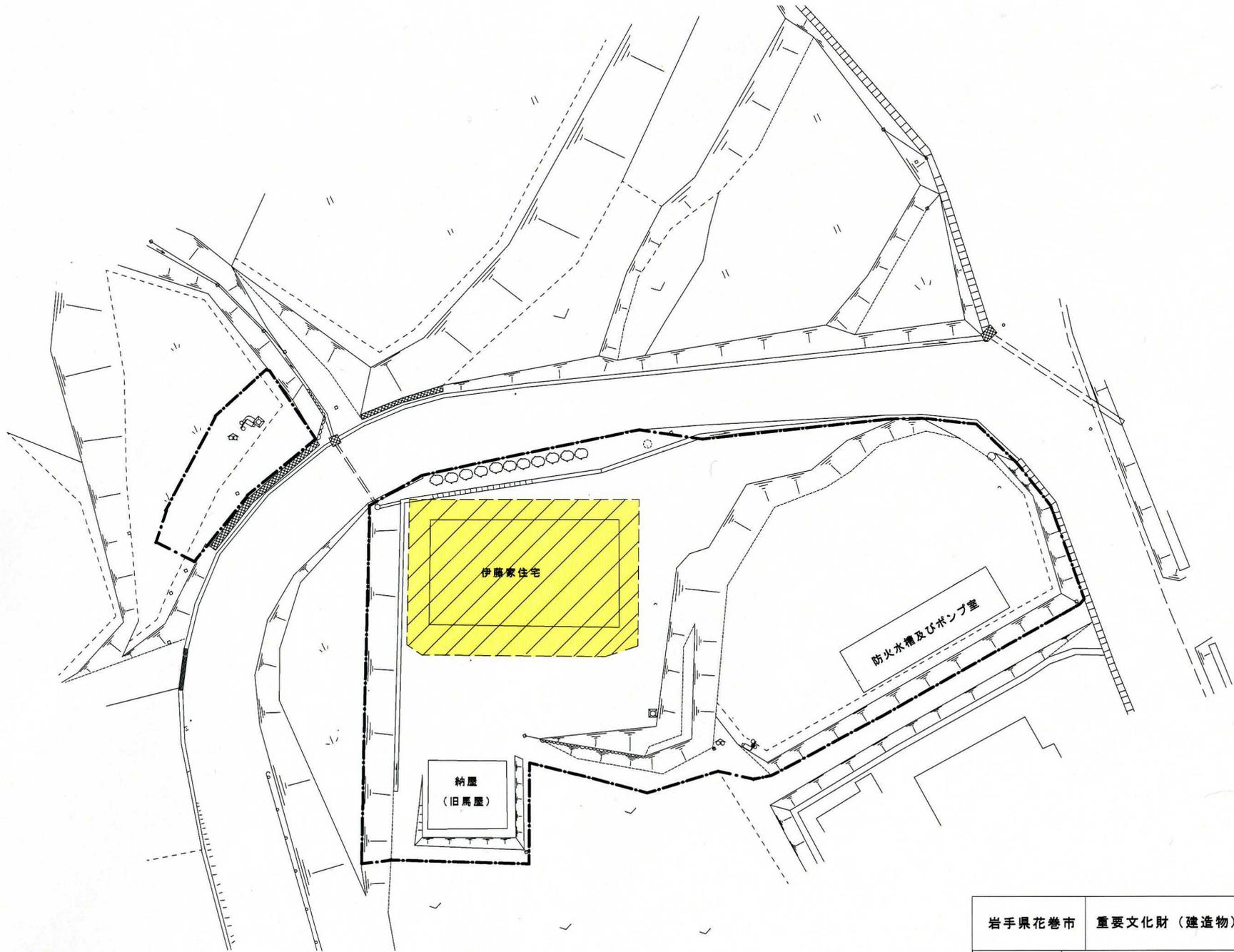
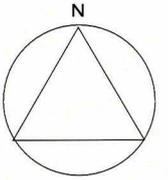
7 計画の公開について

本計画は、花巻市ホームページ上に公表して、広く一般に周知する。あわせて、文化財建造物の保存活用にかかる意見を募り、新たな保存と活用の方策について検討するための資料とする。

8 実施に係る年度別計画

年度	19	20	21	22	23	24
整備項目						
長期修復管理計画の策定						
耐震診断			耐震補強等が必要な場合は適宜予算化して実施			
必要な用地の買い上げ・借用				適宜予算化して実施		
衛生設備・駐車場設備						
案内板等の設置						
茅葺葺替						

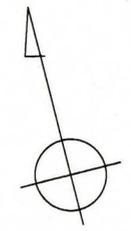
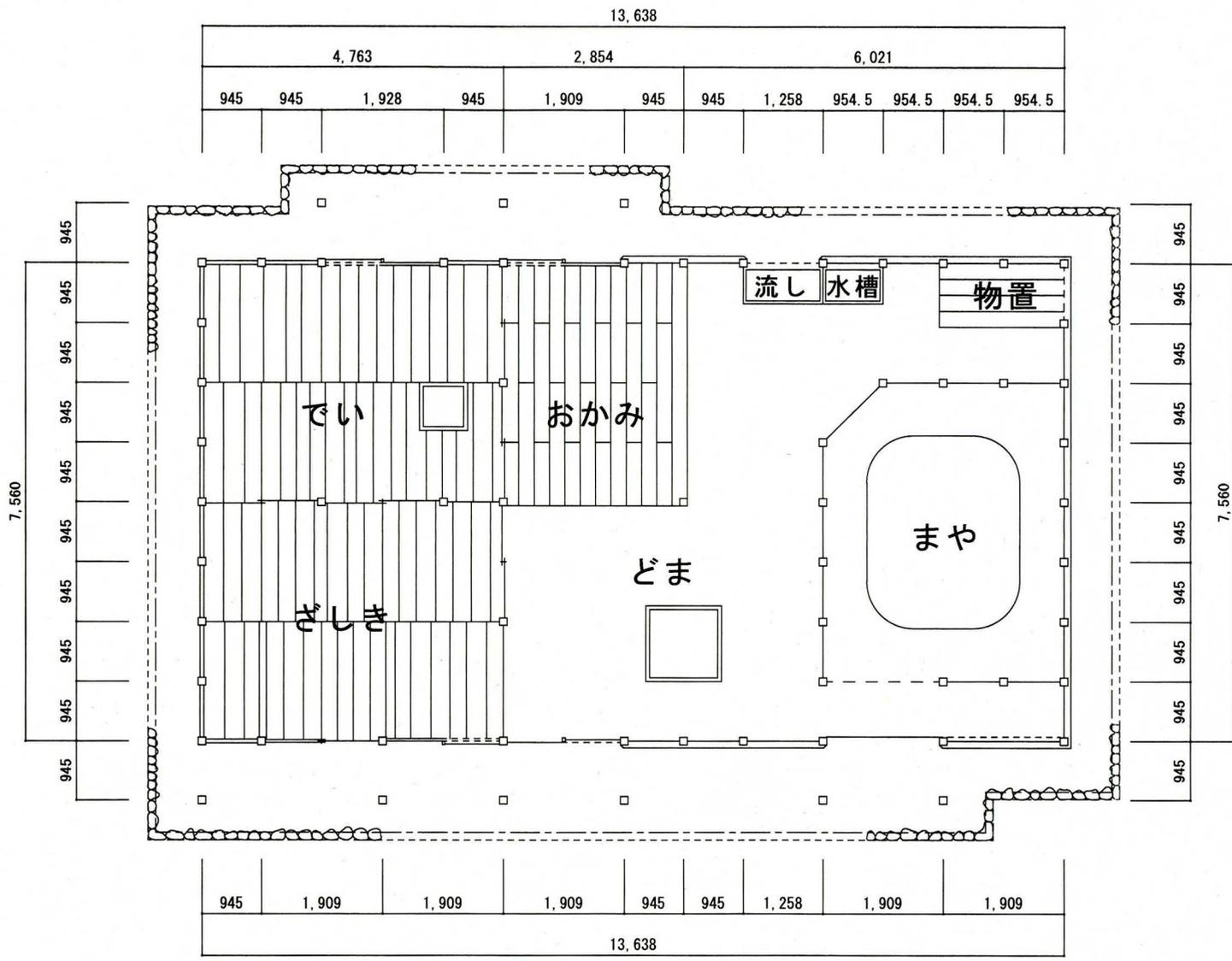
なお実施計画は平成19年3月23日現在のものであり、今後関係部局との協議により変更になる場合もある。その場合は適宜修正するものとする。



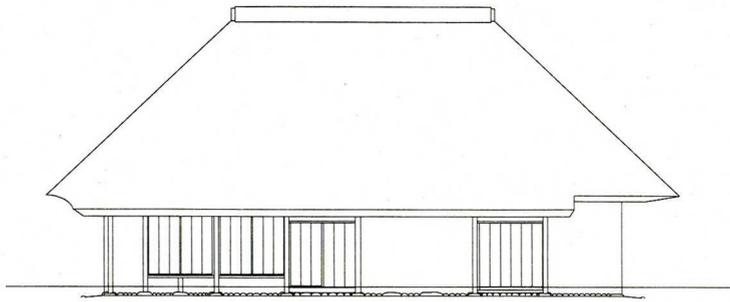
凡例

- 計画区域
- 保存建造物（指定文化財）

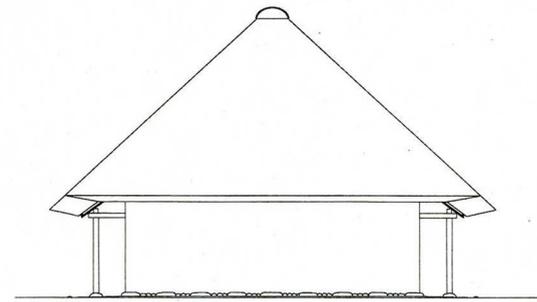
岩手県花巻市 重要文化財（建造物）伊藤家住宅		
図版番号 図 1	図版名称 伊藤家住宅周辺配置図	縮尺 1/200



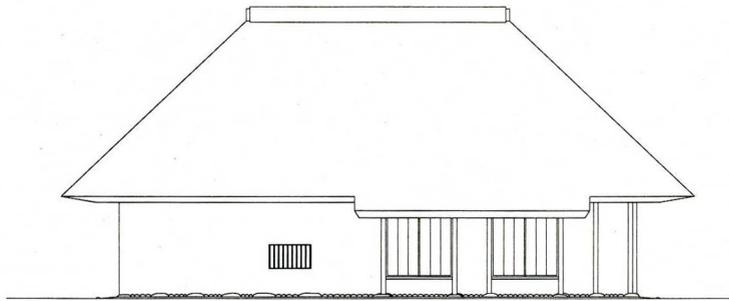
岩手県花巻市		重要文化財（建造物）伊藤家住宅	
図版番号	図版名称	縮尺	
図 2-1	平面図		



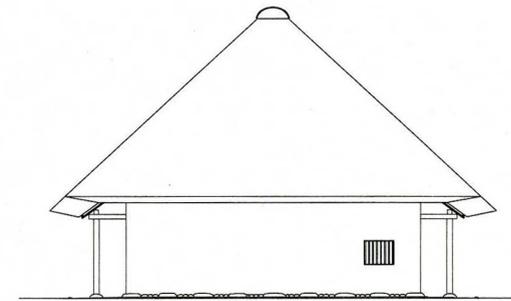
南面



西面



北面



東面

岩手県花巻市

重要文化財（建造物）伊藤家住宅

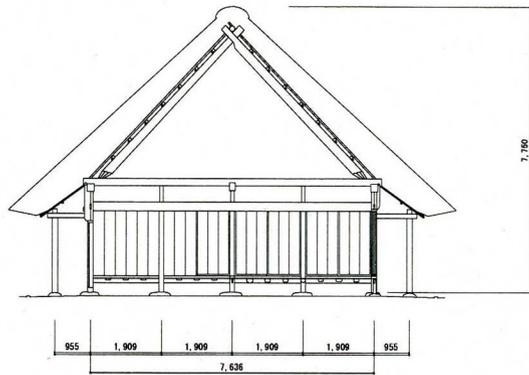
図版番号

図 2-2

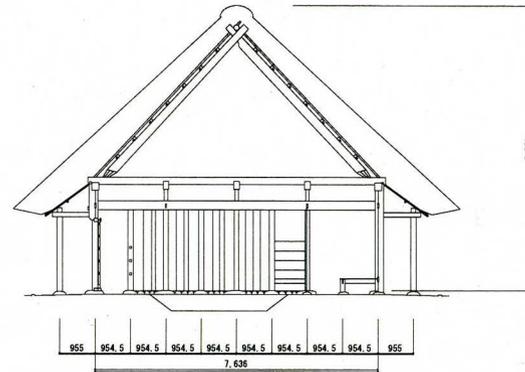
図版名称

立面図

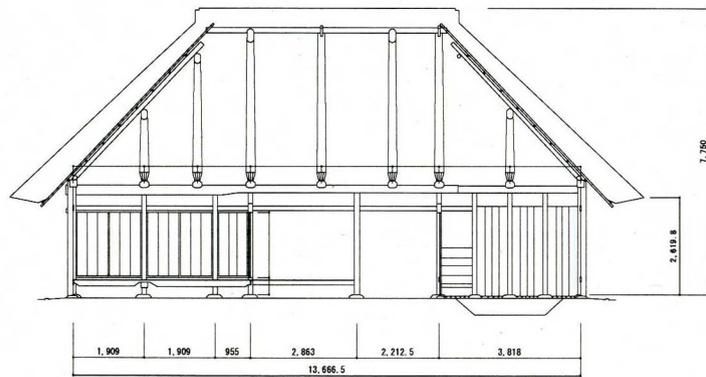
縮尺



梁間断面図（ざしき）



梁間断面図（どま）



桁行断面図

岩手県花巻市

重要文化財（建造物）伊藤家住宅

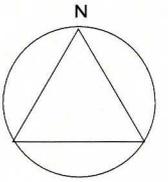
図版番号

図 2-3

図版名称

主要断面図

縮尺



凡例

	計画区域
	保存建築物 (指定文化財)
	保存範囲
	活用範囲
	防災施設範囲

環境保全範囲は公有化されていない範囲を含むため設定せず地域の保存会等と協力して周囲の保全に努める。

岩手県花巻市		重要文化財（建造物）伊藤家住宅
図版番号	図版名称	縮尺
図 3	保存活用計画基本方針図	1/200